

令和元年10月8日  
地域振興部経済課

### 江東ブランド推進事業について

優れた製品・技術により革新的に事業展開の道を切り開いている企業を江東ブランドとして認定し、様々なPR活動を通じて、企業と江東区が共にイメージアップを図ることを目的とした事業である。

平成26年度に開始し、39社（平成31年4月1日現在）を企業認定している。

#### 1 令和元年度活動状況

- (1) 「江東ブランド交流会」実施（6月28日）
- (2) 「インテリアライフスタイル」出展  
（7月17日～19日開催 東京ビッグサイト 6社出展）

#### 2 令和元年度認定業務

江東ブランド認定審査委員会において新規認定、再認定を審査。

- （7月30日、9月3日開催）
- ・新規企業3社を認定（申請5社）
  - ・平成28年度に認定した企業6社を再認定

#### 3 令和元年度認定企業紹介（3社）

企業名	業種	事業概要
		所在地
㈱一九堂印刷所	印刷	パッケージや販促物等の印刷・加工
		平野2-16-5
花岡車輛㈱	台車	各種台車・空港用物流機器の製造・販売
		白河2-17-10
目黒硝子美術工芸社	ガラス	江戸花切子硝子の加工
		東砂1-3-9

##### (1) 募集対象

- ・製造業（ただし食品製造小売を除く）を営む企業

## (2) 申請要件

- ① 区内に本社または主たる事業所を有する中小企業で、申請年度の4月1日現在、江東区内で1年以上の事業実績があること。
- ② 前年度の法人住民税（個人にあっては住民税）、法人事業税（個人にあっては個人事業税）を滞納していないこと。
- ③ 製品や技術等すでに取り引実績があるか、実用化されており、十分な安全性を有していること。
- ④ 事業の新陳代謝に積極的に取り組んでいること。（新製品・新サービスの提供、事業承継等）
- ⑤ 製品や技術等のPRとともに、江東区のイメージアップを強く望み、江東ブランド事業に積極的に参画する意思を有していること。

## (3) 審査基準

- ① 製品の魅力・可能性、技術の高さ
- ② 製品又は技術の販売（受注）実績及び受賞の実績、特許の取得状況等
- ③ 理念、環境や安全性への配慮、地域貢献への取り組み、企業の方針
- ④ 新製品又は新サービスの提供、新技術の開発、事業の承継その他の事業の新陳代謝に関する取り組み
- ⑤ 江東ブランド推進事業への応募理由、活動への意欲等

## 4 再認定企業紹介（平成28年度認定6社）

企業名	(株)石黒製作所、(株)田丸製作所、東洋工業(株)、GRASSE TOKYO(株)、 (有)中村鉄工ガラス機工、(有)溝渕木工
-----	--

### 再認定の判断基準

- ① 再認定が認められない場合の判断事由
  - ・当該認定企業の更新断念、休・廃業、区外移転
- ② 再認定のための再調査が必要な場合の判断事由
  - ・認定時と比較した申請内容の変化、ブランド活動の参加状況・意欲

## 5 今後のスケジュール

- (1) 「産業展」出展予定（10月19日・20日開催 木場公園 4社出展）
- (2) 「認定式」開催予定（1月15日開催 江東区文化センター）
- (3) 「江東ブランド交流会」及び「工場見学会」を実施予定
- (4) 各種展示会への出展を検討中